

山形県ドクターへリ運航要領



平成30年4月

山 形 県

目 次

■ 概要	1
1 目的	2
2 用語の定義	2
3 運航体制	2
4 運航時間及び運航範囲等	3
5 搭乗人員	4
6 救急現場への運航	4
7 病院間搬送の場合の運航	6
8 基地病院の体制確保	7
9 搬送先医療機関の体制確保	7
10 地域の協力体制確保	7
11 費用負担	7
12 ドクターへリの運航時に生じた問題への対処	8
13 ドクターへリ運航時に発生した航空機事故等に対する補償	8
14 消防防災ヘリ等との連携	8
15 隣県ドクターへリとの連携	8
16 高速道路における運航	8
17 災害時における運航	8
別紙 災害時のドクターへリの運航について	9

山形県ドクターへリ運航要領の概要について

1 目的

この要領は、「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」(平成19年法律第103号)の趣旨に則り、厚生労働省が定めた「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減を図るため実施する「山形県ドクターへリ」を安全かつ円滑に運航するため、必要な事項を定めるものとする。

2 運航体制

(1) 実施主体

山形県

(2) 基地病院

県立中央病院（県立救命救急センター）

(3) 搬送先医療機関

- ・患者を搬送する医療機関（以下、「搬送先医療機関」という。）は、県内二次医療圏の拠点病院又は基地病院とする。
- ・各二次医療圏の拠点病院で対応できない場合又は、専門・高度な治療を必要とする場合は、三次救急医療機関等（県内・県外は問わない）へ搬送する。
- ・なお、患者の容態・搬送時間その他の状況を勘案し、ドクターへリ搭乗医師（以下、「搭乗医師」という。）の判断により、救急車で地域の救急告示病院等の医療機関に搬送することができる。

3 運航時間

- ・原則として、8時30分から17時15分までとする。
 - ・日没時間を考慮し、季節別の運航時間を別途定める。
 - ・基地病院及び機長の判断により、傷病者の重症度や日没時間等を考慮し、状況に応じて対応するものとする。
- *運航時間は、別冊ハンドブックを参照。

4 運航条件

- ・飛行の可否に関する最終判断は、機長が行うものとする。
- ・なお、気象条件、使用機材、機体の不具合、その他の理由等により出動できない場合がある。
- ・また、出動の途中で天候不良となった場合は、機長の判断で飛行を中止又は変更することができるものとし、飛行を中止又は変更した場合には、運航管理室は速やかに要請者に連絡する。
- ・救急車で傷病者を搬送中の場合にあっては、要請した消防機関は必要な対応を行う。

5 要請判断基準

- ・消防機関は、119番通報受信時、又は救急隊員が救急現場で、次の「ドクターへリ出動要請基準」に基づいてドクターへリ出動の必要性があると判断した場合、出動の要請を行うことができる

*出動要請判断基準は、別冊ハンドブックを参照。

〔ドクターへリ出動要請基準〕

- ア 重篤な傷病者であること
- イ 救急現場で処置を行う必要があること
- ウ 搬送時間を短縮する必要があること

*ハンドブック中「5 消防機関の通信指令員及び救急隊員の出動要請判断基準」を参照。

*通信指令員による出動要請判断基準は、原則、119番通報内容によるキーワード方式（同時要請）とする。

6 出動要請者

(1) 救急現場への出動

- ・消防機関は、119番通報受信時、又は救急隊員が救急現場で、ドクターへリ出動の必要性があると判断した場合、出動の要請を行うことができる。

(2) 病院間搬送の場合

- ・搬送元医療機関を管轄する消防機関又は搬送元医療機関は、出動の要請を行うことができる。
- ・搬送元医療機関の医師は、更に高度・専門的な医療を提供するため、ドクターへリにより他の医療機関への搬送が必要であると判断した場合には、搬送元医療機関を管轄する消防機関へ出動要請の依頼又は出動要請をすることができる。

*搬送元医療機関の医師は、搬送先医療機関との間で、事前調整を済ませておく。

航空法施行規則第176条（捜索又は救助のための特例）

法第八十一条の二（捜索又は救助のための特例）の国土交通省令で定める航空機は、次のとおりとする。

- 一 国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関の使用する航空機であって捜索又は救助を任務とするもの
- 二 前号に掲げる機関の依頼又は通報により捜索又は救助を行なう航空機
- 三 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第百三号）第五条第一項に規定する病院の使用する救急医療用ヘリコプター（同法第二条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）であつて救助を業務とするもの

7 離着陸場所の決定、管理者への連絡及び安全確保

- ・要請した消防機関は、運航管理室と協議のうえ、あらかじめ定める離着陸場所の一覧のうちから、最も適している場所を選定する。
- ・離着陸場所の管理者への使用の連絡は、原則として、要請した消防機関が行い、現場救急隊及び運航管理室へ必要な情報を連絡するものとする。
- ・要請した消防機関は、離着陸場所の管理者及びあらかじめ訓練を受けた市町村職員等（ランデブーポイント支援者）の協力を得て、離着陸場所の安全確保の措置を取るものとし、必要に応じて警察の協力を得て行うものとする。
- ・要請した消防機関は、離着陸に際して、砂埃の飛散等の防止に充分配慮するものとする。

8 搬送先医療機関の決定、連絡及び消防機関への連絡

- ・搭乗医師は、患者の容態・搬送時間に要する時間等を考慮のうえ、必要に応じて消防機関と協議して、搬送先医療機関を決定する。
- ・搬送先医療機関への患者の容態・搬送手段等の連絡は、原則として搭乗医師又は看護師が行う。
- ・病院ヘリポートを有しない医療機関にドクターへリにより搬送することとなった場合、出動を要請した消防機関は、搬送先医療機関を管轄する消防機関に対して、搬送先医療機関の離着陸場所の安全確保及び迅速な搬送収容のための協力を要請する。

9 費用負担

- ・ドクターへリによる救急現場、搬送時の医療行為等に伴う費用は、医療保険制度等に基づき、患者又は家族に請求する。
- ・医療保険の適用外となる費用について、患者又は家族に実費を請求することができる。
- ・ドクターへリの出動・搬送に係る費用については、患者又は家族に請求しない。

10 その他

- ・消防防災ヘリ、県警ヘリ及び隣県ドクターへリと連携し、相互応援体制を構築する

山形県ドクターへリ運航要領

1 目的

この要領は、「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」（平成 19 年法律第 103 号）の趣旨に則り、厚生労働省が定めた「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減を図るため実施する「山形県ドクターへリ」を安全かつ円滑に運航するため、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領における用語については、以下のとおりとする。

(1) ドクターへリ

救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターであって、救急医療の専門医及び看護師が搭乗して救急現場等に向かい、現場等や医療機関に搬送するまでの間、患者に救命治療を行うことのできる救急医療専用のヘリコプターをいう。

(2) 基地病院

救命救急センターであって、ドクターへリの常駐施設を有し、出動基地機能を担う病院をいう。

(3) 離着陸場所（ランデブーポイント）

ドクターへリが離着陸する場所であって、傷病者を乗せた各消防機関の救急車等とドクターへリ、又は患者を乗せたドクターへリと各消防機関の救急車等が合流する場所をいう。

(4) 出動区分

① 救急現場出動

救急現場へ出動し、救急現場等で直ちに救命治療を開始するとともに、ドクターへリ又は救急車等で患者を医療機関へ搬送すること。

② 病院間搬送

医療機関に入院している患者へ更に高度・専門的な医療を提供するため、他の医療機関に搬送すること。

3 運航体制

(1) 実施主体

山形県

(2) 基地病院

県立中央病院（県立救命救急センター）

(3) ドクターへリ運航管理室、ドクターへリ要請ホットライン、無線局

基地病院に運航管理及び関係機関との連絡調整を行うドクターへリ運航管理室（以下、「運航管理室」という。）を設置し、運航管理室内にドクターへリを要請する専用電話であるドクターへリ要請ホットライン（以下、「要請ホットライン」という。）を設置する。

また、ドクターへリの円滑な運航のため、運航管理室及びドクターへリに医療業務用無線、消防・救急業務用無線を設置する。

- ドクターへリ運航管理室
運航管理担当者が常時待機し、要請対応、運航管理及び関係機関との連絡調整を行う。
『要請以外の事務連絡用電話番号 [REDACTED]』
- ドクターへリ要請ホットライン
消防機関等が基地病院に対してドクターへリの出動を要請する専用電話窓口
『要請ホットライン電話番号 [REDACTED]』
- 無線局
無線局の運用に関する規程は別途定める。

(4) 搬送先医療機関

患者を搬送する医療機関（以下、「搬送先医療機関」という。）は、県内二次医療圏の拠点病院又は基地病院とする。各二次医療圏の拠点病院で対応できない場合又は、専門・高度な治療を必要とする場合は、三次救急医療機関等（県内・県外は問わない）へ搬送する。

なお、患者の容態・搬送時間その他の状況を勘案し、ドクターへリ搭乗医師（以下、「搭乗医師」という。）の判断により、救急車で地域の救急告示病院等の医療機関に搬送することができる。

(5) 関係機関との相互協力

ドクターへリ事業の目的を実現するため、県、基地病院、医療機関、消防機関を含む行政機関、警察その他ドクターへリの運航に関する全ての機関は、傷病者の救命救急を最優先し、ドクターへリが安全で円滑に運航できるよう相互に協力するものとする。

(6) ドクターへリ運航調整委員会の設置

ドクターへリを安全かつ円滑に運航するため、「山形県ドクターへリ運航調整委員会」（以下、「運航調整委員会」という。）を設置する。

運航調整委員会において、この要領に関することのほか、運航ハンドブック等や関係機関との連携・協力など、ドクターへリの運航に関して必要となる事項について検討・協議を行うとともに、出動事例の分析等に基づき運航実績の検証・評価を行い、常に円滑かつ的確な運航ができるよう努めるものとする。

4 運航時間及び運航範囲等

(1) 運航時間

原則として、8時30分から17時15分までとする。

なお、日没時間を考慮し、季節別の運航時間を別途定める。

ただし、実際の運航にあたっては、基地病院及び機長の判断により、傷病者の重症度や日没時間等を考慮し、状況に応じて対応するものとする。

(2) 運航範囲

県内全域とする。

ただし、搭乗医師の判断により患者を県外の医療機関に搬送する必要性があると判断した場合、又は隣県から要請があった場合、若しくは災害時においては、その他の地域へも出動するものとする。

(3) 運航条件

飛行の可否に関する最終判断は、機長が行うものとする。

なお、気象条件、使用機材、機体の不具合、その他の理由等により出動できない場合がある。

また、出動の途中で天候不良となった場合は、機長の判断で飛行を中止又は変更することができるものとし、飛行を中止又は変更した場合には、運航管理室は速やかに要請者に連絡する。救急車で傷病者を搬送中の場合にあっては、要請した消防機関は必要な対応を行う。

5 搭乗人員

搭乗人員は、最大定員 7 名までとし、以下の者が搭乗する。

(1) 運航スタッフ

操縦士（機長）（以下、「機長」という。）1名、整備士1名の計2名とする。

(2) 医療スタッフ

医師1名及び看護師1名の計2名とする。

なお、傷病者の状況等によって、それぞれ複数の搭乗ができるものとする。

(3) 患者

原則1名とする。

(4) 家族・付添い者

患者の家族・付添い者は、原則として搭乗させない。

ただし、患者の状態を考慮し、搭乗医師の判断により必要と認めた場合、機長の了解を得て、1名まで搭乗させることができる。

6 救急現場への運航

(1) 出動要請

① 要請者

救急現場への出動要請は、原則、別冊ハンドブックに定める消防機関が行うものとする。なお、個人からの直接の要請は受け付けない。

② 出動要請基準

消防機関は、119番通報受信時、又は救急隊員が救急現場で、次の「ドクターヘリ出動要請基準」に基づいてドクターヘリ出動の必要性があると判断した場合、出動の要請を行うことができるものとし、その判定基準は別途定める。

〔ドクターヘリ出動要請基準〕

ア 重篤な傷病者であること

- ・生命の危険が切迫しているか又はその可能性が疑われる傷病者

イ 救急現場で処置を行う必要があること

- ・救急現場で、医師による緊急診断・治療等の処置を必要とする傷病者

ウ 搬送時間を短縮する必要があること

- ・重症患者であって搬送に長時間を要することが予想される傷病者

- ・特殊救急疾患の傷病者で、特に搬送時間の短縮を図る必要のある傷病者

③ 要請の連絡方法

消防機関は、「要請ホットライン（3ページ）」により出動を要請し、傷病者の状況、離着陸場所及びその他必要事項を連絡するとともに、離着陸場所の安全確保のための準備を行う。

その際、消防機関は、必要に応じてドクターへリの出動を要請した旨及び離着陸場所を管轄する警察に連絡するものとする。

④ 要請のキャンセル（オーバートリアージの容認）

消防機関は、出動要請後に傷病者の状況により、医師の派遣を必要としなくなった場合や救命の可能性がないと判断した場合には、出動要請をキャンセルすることができる。この際、速やかに「要請以外の事務連絡用電話（3ページ）」に連絡するものとする。

なお、最終的にドクターへリの出動を必要としなかったと判断された場合でも、緊急時の傷病者の正確な把握が困難であることから、要請者の責任は一切問わない。

（2）出動

① 出動方法

出動要請を受けた運航管理室は、直ちにフライトスタッフ（運航スタッフ及び医療スタッフ）に出動指令を行い、ドクターへリを出動させるものとする。

ただし、要請を受けた時点でドクターへリが出動中の場合、運航管理室は、ドクターへリの搭乗医師と出動先を調整し、速やかに要請した消防機関にその旨を伝えるものとする。

また、気象条件等により出動できない場合も、運航管理室は、速やかに要請した消防機関にその旨を伝えるものとする。

② 緊急現場の離着陸場所の決定及び安全確保等

ア 救急現場の離着陸場所の決定

要請した消防機関は、運航管理室と協議のうえ、あらかじめ定める離着陸場所の一覧のうちから、最も適している場所を選定する。

また、状況に応じて、救急現場直近に離着陸場所の適地があり、安全確保の措置が取れると判断した場合は、当該地を離着陸場所として選定することができる。

イ 離着陸場所の管理者への連絡

離着陸場所の管理者への使用の連絡は、原則として、要請した消防機関が行い、現場救急隊及び運航管理室へ必要な情報を連絡するものとする。

ウ 離着陸場所の安全確保

要請した消防機関は、離着陸場所の管理者及びあらかじめ訓練を受けた市町村職員等（以下、「ランデブーポイント支援者」という。）の協力を得て、離着陸場所の安全確保の措置を取るものとし、必要に応じて警察の協力を得て行うものとする。

また、要請した消防機関は、離着陸に際して、砂埃の飛散等の防止に充分配慮するものとする。

（3）離着陸場所への搬送及び処置

① 離着陸場所への搬送

救急現場に出動中の救急隊は、選定された離着陸場所に速やかに傷病者を搬送す

る。

傷病者の救出等が困難又は特殊な事情で、選定された離着陸場所までの搬送が困難な場合、消防機関は、救急現場への医療スタッフの搬送を考慮するものとする。

② 処置

医療スタッフは、現場救急隊等の協力を得ながら、ドクターへリ着陸後、直ちに医療行為を開始する。

離着陸場所での医療行為は、原則として合流した救急車内において行うものとするが、状況に応じて、搭乗医師の判断により、別の場所で行うことができる。

(4) 患者の搬送

① 搬送先医療機関の決定

搭乗医師は、患者の容態、搬送時間に要する時間等を考慮のうえ、必要に応じて消防機関と協議して、搬送先医療機関を決定する。

② 搬送先医療機関への連絡

搬送先医療機関への患者の容態・搬送手段等の連絡は、原則として搭乗医師又は看護師が行う。

③ 搬送先医療機関を管轄する消防機関への連絡

病院ヘリポートを有しない医療機関にドクターへリにより搬送することとなった場合、出動を要請した消防機関は、搬送先医療機関を管轄する消防機関に対して、搬送先医療機関の離着陸場所の安全確保及び迅速な搬送収容のための協力を要請する。また、運航管理室においても、搬送先医療機関を管轄する消防機関に対して、搬送先医療機関の離着陸場所及び到着時間等の調整をし、協力を要請する。

④ 搬送先医療機関の離着陸場所への連絡

搬送先医療機関を管轄する消防機関は、離着陸場所の管理者等への連絡を行うものとする。

⑤ 搬送先医療機関の離着陸場所の安全確保

搬送先医療機関の離着陸場所の安全確保は、敷地内にヘリポートを有する医療機関が対応可能な場合を除き、搬送先医療機関を管轄する消防機関が、離着陸場所の管理者、ランデブーポイント支援者及び搬送先医療機関等の協力を得て行うものとする。

(5) 救急隊等が未到着時における着陸の特例

機長は、やむを得ず消防機関の安全確保の協力を得ることが困難な場合であっても、緊急に着陸が必要な場合は、確実に安全が確保できていることが確認できた場合に限り、離着陸することができるものとする。

7 病院間搬送の場合の運航

(1) 出動要請

① 要請者

病院間搬送の出動要請は、患者が現に入院している医療機関（以下、「搬送元医療機関」という。）を管轄する消防機関が行う。ただし、搬送元医療機関及び当該患者の搬送先医療機関の双方に場外離着陸場（航空法（昭和27年法律第231号）第79条ただし書に規定する国土交通大臣の許可を受けたものをいう。）が設置されてい

る場合は、搬送元医療機関が出動要請を行う。

② 要請判断基準

搬送元医療機関の医師が、更に高度・専門的な医療を提供するため、ドクターへリにより他の医療機関への搬送が必要であると判断した場合とする。

なお、この際の判断は、「ドクターへリ出動要請基準」を準用する。

③ 出動要請方法等

ア 搬送元医療機関の医師は、搬送先医療機関との間で、事前調整を済ませた後、搬送元医療機関を管轄する消防機関へ出動要請を依頼する。（（1）①ただし書に該当する場合は、搬送元医療機関が出動要請を行う。）

イ 搬送元医療機関の医師は、管轄する消防機関へ離着陸場所の安全確保及び迅速な搬送のための協力を要請する。（（1）①ただし書に該当する場合を除く。）

（2）出動及び患者の搬送

基地病院の医師は、搬送元医療機関の医師の情報により、搬送先医療機関と十分な協議が行われ、ドクターへリによる搬送が適切であると判断した場合、消防機関からの要請又は（1）①ただし書に規定する搬送元医療機関からの要請により出動する。

病院間搬送に係るドクターへリの出動、離着陸及び患者の搬送については、「6 救急現場への運航」の場合に準じて行う。

8 基地病院の体制確保

基地病院は、ドクターへリを安全かつ円滑に運航するため、人員及び機材の確保、訓練、事例検証、啓発活動等を必要に応じて適時行うものとする。

9 搬送先医療機関の体制確保

搬送先医療機関は、ヘリポートの設置形態や患者の収容方法などの状況に応じ、管轄消防機関や離着陸場所の管理者等に理解と協力を求め、ドクターへリの離着陸に係る安全確保や迅速な患者の収容などに取り組み、ドクターへリが安全で円滑に機能を発揮できるよう体制整備に努めるものとする。

10 地域の協力体制確保

県及び基地病院は、消防機関や医療機関、市町村、教育委員会、警察等のドクターへリ運航に關係する機関の理解と協力を得て、ドクターへリが安全かつ円滑に機能を発揮できるよう体制整備に努めるものとする。

11 費用負担

（1）救急現場等での治療に伴う費用

ドクターへリによる救急現場、搬送時の医療行為等に伴う費用は、医療保険制度等に基づき、患者又は家族に請求する。

また、医療保険の適用外となる費用について、患者又は家族に実費を請求することができる。

（2）ドクターへリによる搬送費用

ドクターへリの出動・搬送に係る費用については、患者又は家族に請求しないものとする。

12 ドクターへリの運航時に生じた問題への対処

ドクターへリの運航時に生じた問題に対する対処は、原則として、県、基地病院及び運航事業者並びにその他関係機関が協力して対応するものとする。

13 ドクターへリ運航時に発生した航空機事故等に対する補償

ドクターへリの運航時に発生した航空機事故等については、運航事業者が対応するものとする。このため、運航事業者は、十分な補償ができるよう損害賠償責任保険等に加入しなければならない。

14 消防防災ヘリ等との連携

ドクターへリと消防防災ヘリ、県警へリは、重複要請時や多数の傷病者が発生した場合等でも、円滑に運航できるよう、相互に協力し合い、応援体制を構築するものとする。

15 隣県ドクターへリとの連携

隣県ドクターへリとの連携方法については、関係者間で協議のうえ別途定める。

16 高速道路における運航

高速道路上の救急現場への離着陸などの運航方法については、関係者間で協議のうえ別途定める。

17 災害時における運航

災害が発生した場合、前述6及び7によらず、救護班の派遣や患者搬送などの医療救護活動を行うため、別紙によりドクターへリを運航することができるものとする。

附 則

この要領は、平成24年11月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年12月15日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

別紙

災害時のドクターへリの運航について

災害時におけるドクターへリの運航については、以下により取り扱うものとする。

(災害時運航の手続)

第1条 山形県ドクターへリ基地病院（以下「基地病院」という。）の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、ドクターへリを被災地域において運航することを検討するものとする。

- 一 知事等（山形県知事又は山形県知事からの委任を受けた者をいう。以下同じ。）からドクターへリの派遣要請を受けたとき
 - 二 厚生労働省DMA T事務局からドクターへリの派遣要請を受けたとき
 - 三 基地病院の長が被災地域における運航が必要と判断したとき
- 2 前項第一号の規定による派遣要請を受けた場合、基地病院の長は、ドクターへリの運航状況等を勘案しドクターへリの運航を決定するものとする。
- 3 第一項第二号の規定による派遣要請を受けた場合、基地病院の長は、要請への対応の可否を知事等との協議によりドクターへリの運航を決定するものとする。
- 4 第一項第三号の規定による判断を行った場合、基地病院の長は、被災地域における運航の可否を知事等との協議によりドクターへリの運航を決定するものとする。
- 5 基地病院の長は、第二項から前項の規定に基づき、ドクターへリの運航を決定した場合には、速やかに山形県災害対策本部等を通じ、厚生労働省DMA T事務局に報告するものとする。
- 6 知事等又は第二項から第四項までの運航の決定を行った基地病院の長は、被災地域におけるドクターへリの運航及びその支援のため、運航事業者の操縦士、整備士及び運航管理者等を被災地域に派遣することができる。

(災害時の指揮)

第2条 ドクターへリが前条第二項から第四項までの規定に基づき出動した場合は、被災した都道府県の災害対策本部等の指揮下において、関係機関と連携を図りながら活動するものとする。

- 2 ドクターへリは、被災した他の都道府県への出動時に、知事等の指示があった場合には、前項の規定に関わらず、被災した他の都道府県の災害対策本部等との調整を図った上で、当該指示に従うものとする。
- 3 前二項の場合において、被災地におけるDMA Tの活動領域が複数の都道府県にわたるときは、ドクターへリは、DMA Tと一体となって活動領域を拡大するものとする。この場合、ドクターへリの搭乗者（患者を除く。）は、基地病院の長に報告する。基地病院の長は、山形県災害対策本部等を通じ、他の関係都道府県の災害対策本部、厚生労働省DMA T事務局等にその旨を報告するものとする。
- 4 被災した都道府県の災害対策本部等は、第一項の規定による指揮を行うに当たり、運航上の安全確保に関し、運航事業者の判断を妨げてはならない。

(災害時の任務)

第3条 ドクターへリの災害時の任務は、通常時の任務のほか、次のとおりとする。

- 一 医師、看護師等の医療従事者及び業務調整員の移動
- 二 患者の後方病院への搬送
- 三 その他被災した都道府県の災害対策本部等が必要と認める任務であって、ドクターへリが実施可能なもの

(搭乗する医師及び看護師)

第4条 基地病院の長は、災害時の運航として出動する場合には、平時からドクターへリに搭乗している医師又は看護師であって、D M A T 隊員資格を有する者を搭乗させるよう配慮するものとする。

(費用等)

第5条 基地病院は、第1条第一項の規定による検討の結果に基づく運航に係る費用について、運航事業者との協議に基づき、必要と認められる額を支弁するものとする。